

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省2-3-1)

施策名	3-1 サイバーセキュリティ	担当部局名	商務情報政策局	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策の概要	未来投資戦略2017において、Society5.0の価値を最大限後押しする仕組みの一つである「サイバーセキュリティの確保」の実現に向け、サイバーセキュリティ対策強化の政策を実施する。			政策体系上の位置付け	3 産業セキュリティ
達成すべき目標	サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築、セキュリティ産業化等を通じて、Society5.0の基盤となる安全なサイバー空間の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、Society5.0では、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤になるとして「サイバーセキュリティの確保」がSociety5.0の横割課題として記載されている。
施策の予算額(執行額) (百万円)	30年度	令和元年度	令和2年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略(2019年)(令和元年6月21日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定) ・サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定) ・AI戦略2019(令和元年6月11日決定) ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)
	2,227 (2,036)	1,645 (1,601)	2,924		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)									
			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
1 情報処理安全確保支援士の登録者数	6,994	平成29年度	30,000	令和2年度	-	-	15,000	22,500	調整中	/	/	<p>測定指標の選定理由 サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、セキュリティ人材の育成・確保が重要であるため。</p> <p>目標値の設定根拠 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、1年に2回実施される試験等を通じ、情報処理安全確保支援士の登録者数を2020年までに3万人とすることを目標として設定していたが、現在新型コロナウイルスの影響により講習・試験等の実施が困難な状態であり調整中。</p>
2 3大都市圏を除く36道県にて、SECURITY ACTION制度において、1つ星又は2つ星を取得した事業者の数	37,000	令和元年度	70,000	令和4年度	-	-	-	-	48,000	58,000	70,000	<p>測定指標の選定理由 サプライチェーン全体としてのサイバーセキュリティを確保するには、中小企業のサイバーセキュリティ対策の促進が重要であるため。なお、SECURITY ACTION制度への参加が、現状、3大都市圏の中小企業を中心に進んでいる状況であることを踏まえ、本指標では、相対的に参加が遅れている道県の中小企業の参加者数をフォローするものとしている。</p> <p>目標値の設定根拠 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の第四期中期目標において、3大都市圏を除く36道県合計のSECURITY ACTION制度参加事業者数を、第四期中期目標期間終了時点(令和4年度末)に累計で70,000社以上とすることを踏まえ設定。</p>
3 国がサイバーセキュリティに関する事案(インシデント)の解決に貢献できた件数	3,000	平成24年度	10,000	令和元年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	/	/	<p>測定指標の選定理由 サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、我が国経済に対するサイバー攻撃への対処体制の強化が重要であるため。</p> <p>目標値の設定根拠 サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)において「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」等が記載されており、毎年度の解決に貢献したインシデント件数を踏まえ設定。</p>

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度					
1 情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	1,2,3	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	3	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
3 ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程	-	-	-	平成28年度	3	本規程は、サイバーセキュリティの確保のため、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報を取り扱つ者に推奨する行為を定めることにより、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定又は多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これらへの対策を講じ、もつて情報の適切な流通を図り、経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。(本取扱規程の制定前は、平成11年度から「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づき取組を実施。)	-	-
4 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン	-	-	-	平成27年度	2	中小企業の経営者やIT担当者に向け、情報を安全に管理するため認識すべき事項や具体的な手順等を示し、企業のレベルに合わせて段階的にステップアップできるような構成のガイドラインである。	-	-